

**持ち物** 年金手帳、印鑑、学生証の写しまたは在学証明書、源泉徴収票の写しなど前年の所得を証明するもの（本人に前年所得がある場合のみ）。

**詳細** 区役所（1階）の保険年金課 年金係

介護保険



**△保険料のお知らせを送付**  
6月中旬に第1号被保険者（65歳以上の方）へ17年度介護保険料のお知らせを送ります。特別徴収（年金天引き）に該当する方には「特別徴収決定通知書」を、普通徴収（納入通知書や口座振替での納付）に該当する方には「納入通知書」を送ります。なお、16年度まで普通徴収で17年度から特別徴収に該当となる方は、10月から年金天引きが始まりますので、9月までは普通徴収で納付してください。

**△低所得者減免制度**  
次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請により保険料が減免されます。該当する方は、最も低い段階まで保険料が減免されますので、

世帯全員の16年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入されている健康保険の保険証をお持ちの上、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

**対象** ①世帯全員が市民税非課税、②前年収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円（以降1人につき50万円を加算）以下、③世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下、④別世帯の市民税課税者に扶養されていない、⑤世帯全員が居住用など以外の不動産を所有していない。

**△保険料の納入は便利な口座振替（自動払い込み）で**  
普通徴収の介護保険料の納付には口座振替が便利です。納入通知書に同封の申込書に必要事項を記入して返送するか、預（貯）金通帳、印鑑（通帳に使用のもの）、納入通知書を持参し、口座のある金融機関か郵便局、区役所の保険年金課へお申し込みください。

**詳細** 区役所（1階）の保険年金課

**国民健康保険**

**△17年度の納付通知書を送付**  
1年間の保険料は6月に決まり、6月中旬に送付する納付通知書で金額や計算の内訳をお知らせします。保険料は6月から来年3月まで10回の納期に分けて納めていただきます。

また、世帯内で40歳になる方がいるときや、異動（加入・脱退）、市民税の更正などで保険料が変わる場合にはその都度お知らせします。

**△60歳以上で所得の低い方の保険料を減額**  
条件を満たした60歳以上の方1人につき、1年間で5千600円の範囲内で保険料を減額します。

**対象** 次の条件すべてに該当する世帯。①加入者に昭和15年1月2日～21年4月1日生まれている方がいて、その方に平成17年度住民税が課税されている、②17年度保険料が16年度保険料に比べ高くなっている、③加入者全員の前年の合計所得が30万円未満、④17年度保険料に所得割額が賦課されている、⑤16年度保険料を完納している。なお、17年4月以降に加入した世帯でも、一定の条件を満たせば減額されます。

また、40歳以上65歳未満の方がいる世帯には、医療分保険料と介護分保険料を合わせた金額の納付通知書をお送りします。

**△国保の届出は14日以内に**  
国民健康保険の加入の届け出は、事実が発生した日から14日以内です。届け出が遅れると、保険料は勤務先の健康保険をやめたときなど、国保の資格が発生したときまで最

高2年間さかのぼって支払わなければなりません。

また、届け出の前日までの医療費は、全額自己負担となりますので注意してください。

**詳細** 区役所（1階）の保険年金課



ヘルシーダイエツト料理教室

内容 運動する人のための栄養講話と調理実習。

日時 6月28日(火) 午前9時30分～午後0時30分。

会場 西健康づくりセンター（西区八軒1西1）。

定員 10人。

費用 千300円。

申込 6月21日(火)、22日(水)に中央健康づくりセンターへ。

(抽選)

**詳細** 中央健康づくりセンター  
☎(562) 8700

**呼吸リハビリ教室**

日時 6月27日(月) 午後1時30分～4時。

会場 WEST19(1階)。

対象 呼吸機能に障がいのある方とその家族80人。

申込 6月11日(土)から北海道難病連(512) 3233へ。(先着)

**詳細** 地域保健課(211) 2306

広告欄